

報道発表資料の配付日時 11月9日(火)10時00分

発表項目 (行事名)	「犯罪被害者のための無料相談会」の実施について																												
概要 ※日時・場所・内容等	<p>道では、国の「犯罪被害者週間」の初日である11月25日を「北海道犯罪被害を考える日」と定めています。この「考える日」の関連事業として、犯罪被害者等への支援に精通した弁護士による「犯罪被害者のための無料相談会」を北海道弁護士会連合会との共催により、次のとおり道内4カ所で開催します。</p> <p>(1) 相談期間 下記のとおり</p> <p>(2) 実施場所 函館会場、旭川会場、北見会場、帯広会場の4カ所 具体的な相談場所については、申込受付後に調整します。</p> <p>(3) 申込み 下記申込先に直接電話でお申し込みいただきます。 相談申込受付後、相談担当者から改めて連絡し、日程等の調整をします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>会場</th> <th>申込先</th> <th>電話番号</th> <th>申込・相談期間</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>函館</td> <td>函館弁護士会</td> <td>0138-41-0232</td> <td>11/25～12/8</td> <td>9:00～17:00</td> </tr> <tr> <td>旭川</td> <td>旭川弁護士会</td> <td>0166-51-9527</td> <td>11/25～12/8</td> <td>9:00～17:00</td> </tr> <tr> <td>北見</td> <td>浦沢法律事務所</td> <td>0157-33-4901</td> <td>11/ 9～12/8</td> <td>9:00～12:00 13:00～17:00</td> </tr> <tr> <td>帯広</td> <td>釧路弁護士会 帯広会館</td> <td>0155-66-4877</td> <td>11/ 9～12/8</td> <td>9:00～17:00</td> </tr> </tbody> </table> <p>※すべての会場において受付は、平日のみ</p> <p>※北見会場と帯広会場の申込・相談開始は11月9日から、函館会場と旭川会場の申込・相談開始は11月25日からとなりますので、ご注意ください。</p>				会場	申込先	電話番号	申込・相談期間	受付時間	函館	函館弁護士会	0138-41-0232	11/25～12/8	9:00～17:00	旭川	旭川弁護士会	0166-51-9527	11/25～12/8	9:00～17:00	北見	浦沢法律事務所	0157-33-4901	11/ 9～12/8	9:00～12:00 13:00～17:00	帯広	釧路弁護士会 帯広会館	0155-66-4877	11/ 9～12/8	9:00～17:00
会場	申込先	電話番号	申込・相談期間	受付時間																									
函館	函館弁護士会	0138-41-0232	11/25～12/8	9:00～17:00																									
旭川	旭川弁護士会	0166-51-9527	11/25～12/8	9:00～17:00																									
北見	浦沢法律事務所	0157-33-4901	11/ 9～12/8	9:00～12:00 13:00～17:00																									
帯広	釧路弁護士会 帯広会館	0155-66-4877	11/ 9～12/8	9:00～17:00																									
留意事項 ※日時・場所・発表者等	<p>同時配付 同時レタ 記者レタ</p> <p>環境生活部くらし安全局道民生活課、渡島総合振興局、上川総合振興局、オホーツク総合振興局</p>																												
その他	<p>犯罪の被害に遭われた方やそのご家族の皆様が抱えている問題の円滑な解決が図られるよう、広く周知くださるようお願いいたします。</p>																												
担当 (連絡先)	<p>北海道十勝総合振興局保健環境部環境生活課道民生活係 (担当者: 牧) Tell 0155-27-8526 (直通) 2964 (内線)</p>																												

区分	添付資料名	項目			
資料1	犯罪被害者のための無料相談会(チラシ)	①	2	3	4
		1	2	3	4

※ 項目の内容は次のとおり

[1 同時送信する 2 記者室へ提供する 3 担当係にて保管する 4 FAX送信する]

※ 項目3の「担当係で保管する」は資料にできない場合(冊子類・CD-ROM等)のこと。